

「大阪市淀川区淀川河川敷十三エリア魅力向上事業」
令和5年度 事業報告書

令和6年4月

RETOWN・類設計室・OneOsaka リバークルーズ事業共同体

主旨

大阪市淀川区淀川河川敷十三エリア魅力向上事業協定書、第19条（事業の報告）の第1項に基づき、以下の5点について、令和5年度の事業報告書を大阪市へ提出する。

1. 事業の実施状況

令和5年8月

- ・「大阪市淀川区淀川河川敷十三エリア整備・運営事業者選定にかかる公募型プロポーザル方式選定会議」により、事業予定者に選定。

令和5年10月

- ・第5回淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会において、事業計画書が承認。
- ・大阪市と協定書の締結。

令和5年10月～令和6年3月

- ・淀川区および大阪市、淀川河川事務所、公園財団をはじめとした関係各所との協議を行い、主にハード事業施設に関する整備の可否判断を実施。

2. ハード事業施設全体及びハード事業施設毎の利用状況（利用者数など）

ハード事業施設は未整備であるため、利用状況についての報告事項はありません。

3. 事業にかかる経費等の収支状況

事業開始は令和7年4月であり、ハード事業施設も未整備であるため、収支状況についての報告事項はありません。

4. その他事業実施状況を把握するために必要な項目（事業効果など）

事業開始は令和7年4月であり、事業は未実施であるため、報告事項はありません。

5. 今後の事業の見通し又は方向性

現在は、淀川管内河川保全利用委員会に向けての資料作成と並行して、インフラ整備

に関する関係各所との協議を実施している。インフラに関する整備の可否判断が明確にしたのち、具体的なハード事業施設の整備計画に取り掛かる。また、ハード事業施設の仕様が決定したのちには、RETOWN・類設計室・OneOsaka リバークルーズ事業共同体、各社の事業内容について検討に入る。

工事着手は令和6年11月～令和7年1月を予定しており、令和7年2月からはハード事業施設の運用に向けての最終調整に入る予定。